（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
札幌国税局	調査査察部	調査管理課　査察管理課
仙台国税局	調査査察部	調査管理課　査察管理課
関東信越国税局	調査査察部	調査管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査課　査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　資料情報課
東京国税局	調査第一部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　事前確認審査課　調査開発課
	調査第二部	調査総括課
	調査第三部	調査総括課
	調査第四部	調査総括課
	査察部	査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察審理課　査察開発課　査察国際課
金沢国税局	調査査察部	調査管理課
名古屋国税局	調査部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　調査開発課
	査察部	査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　資料情報課
大阪国税局	調査第一部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　事前確認審査課　調査開発課
	調査第二部	調査総括課
	査察部	査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察審理課　査察開発課　査察国際課

（調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に置く課等）

第四百九十九条　調査査察部、調査部、調査第一部、調査第二部、調査第三部、調査第四部及び査察部に、次の表に掲げる課並びに特別国税調査官、統括国税調査官、情報企画分析官、特別国税査察官及び統括国税査察官を置く。

名称	部名	設置する課名
札幌国税局	調査査察部	調査管理課　査察管理課
仙台国税局	調査査察部	調査管理課　査察管理課
関東信越国税局	調査査察部	調査管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査課　査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　資料情報課
東京国税局	調査第一部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　事前確認審査課　調査開発課
	調査第二部	調査総括課
	調査第三部	調査総括課
	調査第四部	調査総括課
	査察部	査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察審理課　査察開発課　査察国際課
金沢国税局	調査査察部	調査管理課
名古屋国税局	調査部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　調査開発課
	査察部	査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　資料情報課
大阪国税局	調査第一部	調査管理課　広域情報管理課　調査総括課　調査審理課　国際調査管理課　国際調査課　事前確認審査課　調査開発課
	調査第二部	調査総括課
	査察部	査察管理課　査察総括第一課　査察総括第二課　査察広域課　資料情報課　査察開発課　査察国際課